

国民年金だよ



◆令和4年5月よりマイナポータルから国民年金手続の電子申請ができるようになりました

令和4年5月11日から、国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請及び学生納付特例申請について、マイナポータルを利用した電子申請を開始しました。

申請には、マイナンバーカードやマイナポータルの利用者登録が必要となりますが、マイナンバー等の情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書を作成することができ、紙の申請書より簡単に作成することができます。

●マイナポータルでできる手続き

①国民年金第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更等）

②国民年金保険料免除・納付猶予

の申請

③国民年金保険料学生納付特例の申請

【メリット】

①24時間365日、申請ができます！

②スマートフォンから申請ができます！

③処理状況も申請結果も確認できます！

●マイナポータルの「利用者登録」はこちらから



<https://myna.go.jp>

※手続にはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。

★マイナポータルとねんきんネットをつなげると、もっと便利ですよ！

マイナポータルとねんきんネットを連携すると、一定の条件に該当する方に対して、日本年金機構から保険料免除・納付猶予申請や学生納付特例申請に関する申請書情報を電子送付することが予定されています。これらの申請書情報

を活用することで、申請内容が自動で入力されるなど、さらに簡単に申請することができます。

【メリット】

①日本年金機構からのお知らせをマイナポータルで受け取れます。

（学生納付特例が承認されると翌年度以降も在学予定の方の場合には電子申請が行えるお知らせが受け取れます。）

②ご自身の国民年金の記録や、勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額、賞与額が確認できます。

③働きながら年金を受け取る場合や、年金の受給開始を遅らせる場合などさまざまな条件に合わせた計算ができます。

◆不審な電話や訪問にご注意ください!!

公的年金について、電話や訪問をすることがあるのは、日本年金機構及び当機構が業務委託を行っている委託事業者だけです。

職員及び委託事業者が訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した写真付き身分証明書を携行し、お客様に提示いたします。

委託事業者など、日本年金機構

の職員以外が訪問により現金をお預かりすることはありません。職員が自宅へ訪問して現金をお預かりする場合は、その場で「領収証書」を発行します。



◆年金相談や、お手続きの際は、事前予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、待ち時間の少ない予約相談を行っています。ぜひご利用ください。

①予約は、相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

②予約の際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）を用意し、全国共通の予約専用受付ダイヤルか、旭川年金事務所にご連絡ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話26-9026

日本年金機構 旭川年金事務所

電話0166-72-5002

全国共通予約専用受付ダイヤル

電話0570-05-4890